

令和元年 第26回東温市農業委員会議事録

1. 開催日時 令和元年9月9日(月) 午前9時30分～
2. 開催場所 東温市役所 4階 大会議室
3. 出席委員(18人)
4. 欠席委員(1人)
5. 議事録署名人の指名について(2人)
6. 議案日程
 - 議案第25号 農地法第3条の許可申請について (3件)
 - 議案第26号 農地法第5条第1項の許可申請について (3件)
 - 議案第27号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見について (1件)
 - 議案第28号 農地中間管理事業に係る「農用地利用集積計画」の決定及び「農用地利用配分計画(素案)」への意見について (2件)
7. 農業委員会事務局職員(4人)

8. 会議の概要

○事務局長

一同、礼。只今から第26回東温市農業委員会を開会いたします。本日の、農業委員の出席は、農業委員総数19名中18名です。〇〇委員さんから欠席の連絡を受けております。定足数に達していますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、総会が成立していることをご報告いたします。開会にあたり会長よりご挨拶を頂きます。

○会長

皆さんおはようございます。非常に不純な天気で、人間の体もついていけないような天候が続いております。幸い農家への台風の影響はなかったようですが、まだまだ、収穫が終わるまで慎重に見極めながら収穫していかなければならないと思います。それで、これから農業委員会が取り組まなければならない事は、改正機構法が施行されまして、中間管理機構の事業、人・農地プランに絡んでいかなければならない、積極的に推し進めていかなければならない事態となってまいりました。皆さんも初めての事で戸惑う事があるかと思いますが、13日には〇〇で研修会もありますので、参加していただき、勉強していただきたいと思います。それぞれの地域で委員さん、推進委員さんに活躍をしていただき、10年、20年後の地域農業の礎になるよう、人・農地プランを作りあげていただきたいと思います。本日も案件は少ないようですが、慎重なご審議よろしくお願いたします。

○事務局長

ありがとうございました。会長より進行よろしくお願いたします。

○議長（会長）

議事録署名人の指名についてですが、本日は、2番の〇〇委員さん、4番の〇〇委員さん、よろしくお願いたします。続きまして、審議に入ったらと思います。議案第25号、農地法第3条の許可申請について、事務局より説明願います。

○事務局

議案第25号、農地法第3条の許可申請について。

1番 譲渡人 〇〇 〇〇さん。譲受人 〇〇 〇〇さん。土地は、〇〇、畑、744㎡です。譲受人の耕作等の状況等につきましては、権利内容は地役権設定。設定目的は、住宅用の排水管を埋設するため地役権の設定を行います。周辺農業経営への影響は特に支障なし。地役権を設定することで、周辺の農地に影響を及ぼす事は見受けられない為、許可要件は満たしていると考えます。以上です。

○議長（会長）

この件につきまして、地元、〇〇委員さんお願いたします。

○委員 〇〇委員

〇〇さんと〇〇さんは親子関係です。5ページ、図面の宅地に家を建てるため、銀行に融資を受けるにあたり、家の隣にある県の河川から排水できるよう県と交渉していましたが、難しく、銀行、法務局に相談したところ、〇〇さんの土地に排水管を通すよう地役権を設定することで、融資が出来るとの事で申請に至りました。

○議長（会長）

この件につきまして、何か、ご意見やご質問はありませんか。

（ 意見 ・ 質問 なし ）

無いようでしたら、採決を行います。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。続きまして2番お願いします。

○事務局

2番 貸付人 〇〇 〇〇さん。借受人 〇〇 〇〇さん。土地は、〇〇、田、2, 353㎡、〇〇、田、2, 322㎡。合計2筆で、合計面積が4, 675㎡です。権利内容は賃借権の設定・10年間です。作付作物は米、白葱、ナス、ブロッコリーです。主な農機具の保有状況はトラクター、コンバイン、田植機、乾燥機、軽トラ、管理機を借用する予定です。労働力は常時1人、臨時1人。耕作面積はございません。周辺農業経営への影響は特に支障なしということですが、〇〇さんにつきましては、新規就農ということになりますので、8月22日15時から〇〇委員さんにもご同席頂きまして、面接を実施しています。別紙1をご覧ください。農地法第3条第2項該当の有無について確認をしております。第1号、効率的に利用しない場合の権利取得の禁止ですが、実家が農業を営んでおり、地元農家との繋がりから指導助言を受けることが出来る。農業に対して意欲的であり、農機具についてはトラクター、コンバイン、田植機、乾燥機、軽トラ、管理機を借りる予定です。第2号、農地所有適格法人以外の法人による権利取得の禁止ですが、該当ありません。第3号、信託の引受けの禁止ですが該当ありません。第4号、農作業に常時従事しない場合の権利取得の禁止ですが、専業農家で行い、常時本人1人、及び臨時で妻が手伝います。第5号、下限面積の制限ですが、田を4, 675㎡借りる予定でありますので、要件を満たしております。次のページをご覧ください。第6号、所有権以外の権原に基づいて耕作又は養畜の事業を行う土地の転貸又は質入れの禁止ですが、該当いたしません。第7号、農地の集団化、農作業の効率化その他周辺の地域における農地又は採草放牧地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがある場合の権利取得の禁止ですが、地元農家、JAからの指導をもとに、適切な耕作を行います。JAの部会等に参加し、知識、技術を学んでいきます。また、農道、水路等の維持管理作業や農業の維持発展に関する話し合い活動等に参加するということです。農地法第3条第2項各号不許可要件ですが、いずれにも該当しない為、許可要件はすべて満たしていると考えております。以上です。

○議長（会長）

この件につきましては、地元、〇〇委員さんお願いします。

○委員 ○○委員

○○さんは、以前、長く消防に勤めておられました○○さんの次男です。○○さんは消防を辞めてから規模を拡大され、○○区でも特に面積が多く、6 ha の土地で米麦を作付けしております。その内の4, 675 m²を息子さんに貸し与えるということです。息子は去年の暮れに会社を退職され、専業で農業を行う予定です。お父さんが農機具を揃えておりますので、借りながら耕作します。奥さんは忙しい時の日曜日などに手伝ってもらいます。JA部会の交流にも参加して、技術研修も受けております。よろしくお願ひします。

○議長（会長）

この件につきまして、何か、ご意見やご質問はありませんか。

（ 意見 ・ 質問 なし ）

無いようでしたら、採決を行います。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。続きまして3番お願ひします。

○事務局

3番 譲渡人 ○○ ○○さん。譲受人 ○○ ○○さん。土地は、○○、田、1, 417 m²、○○、畑、410 m²、○○、田、1, 090 m²、○○、田、482 m²、○○、田、999 m²、合計5筆で、合計面積が4, 398 m²になります。権利内容は所有権移転の売買です。作付作物は米、麦、花木です。主な農機具の保有状況は、コンバイン、田植機を所有しております。トラクター、乾燥調整機材につきましては借用予定です。労働力は常時1人。耕作面積は21, 369 m²です。周辺農業経営への影響は特に支障なしということで、農地法第3条第2項各号には該当しない為、許可要件をすべて満たしていると考えております。以上です。

○議長（会長）

この件につきましては、地元、○○委員さんお願ひします。

○委員 ○○委員

○○さんは○○に住まわれておりましたが、数十年前からは○○に住まれ、退職されてから野菜だけを作りに来ておりました。年を重ねられて、手を放したいという事です。○○さんのお祖父さんが20数年前から○○さんの土地を借りて耕作をしております。耕作をしてもらっている○○さんに買ってもらいたいという事です。○○歳ですが現役のお祖父さんと○○さんで作っています。地図は7ページです。3か所は飛び地になっておりますが、問題ないと思います。審議をよろしくお願ひします。

○議長（会長）

この件につきまして、何か、ご意見やご質問はありませんか。

(意見 ・ 質問 なし)

無いようでしたら、採決を行います。承認される方の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員挙手で、承認いたします。続きまして議案第26号 農地法第5条第1項の許可申請についてお願いします。

○事務局

議案第26号 農地法第5条第1項の許可申請について。

4番 貸付人 ○○ ○○さん。借受人 ○○ ○○さん、○○さん。土地は、○○、田、303㎡です。都市計画区域は市街化調整区域。農地区分は第1種農地ということで、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区分内にある農地という理由から第1種農地と判断されます。農用地区域は農用地区域外。転用目的は分家住宅です。権利内容は使用貸借権の設定です。開発許可は必要ということで、平成31年1月8日第18回委員会で除外意見を決定しております。以上です。

○議長（会長）

この件につきましては、地元、○○委員さんお願いします。

○委員 ○○委員

地図8ページをご覧ください。この土地は分家住宅の申請で、地番元の○○、432㎡を分筆した土地です。今年1月の農業委員会で、農用地区域からの除外申請が認められた土地です。○○さんは○○市で借家に住んでおりまして、貸付人の○○さんは一人住まいですし、健康面からも分家住宅を建てることを望んでおります。1月の貸付人は、○○さんの父親である○○さんでしたが、今年2月に亡くなっております。審議よろしくをお願いします。

○議長（会長）

この件につきまして、何か、ご意見やご質問はありませんか。

(意見 ・ 質問 なし)

無いようでしたら、採決を行います。承認される方の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員挙手で、承認いたします。続きまして5番についてお願いします。

○事務局

5番 貸付人 ○○ ○○さん。借受人 ○○ ○○さん。土地は、○○、田、445㎡です。都市計画区域は市街化調整区域です。農地区分は第1種農地ということで、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地という理由から第1種農地と判断されます。農用地区域は農用地区域外です。転用目的は分家住宅。権利内容は使用貸借権の設定です。開発許可は必要です。以上です。

○議長（会長）

この件につきましては、地元、〇〇委員さんお願いします。

○委員 〇〇委員

地図9ページをご覧ください。〇〇さんは、〇〇さんのお祖父さんで、地図にあります。〇〇さんは、〇〇さんのお父さんであります。家が狭く分家住宅を建てたいということで、〇〇さんから申請がありました。審議をよろしくお願いします。

○議長（会長）

この件につきまして、何か、ご意見やご質問はありませんか。

（ 意見 質問 なし ）

無いようでしたら、採決を行います。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。続きまして6番についてお願いします。

○事務局

6番 譲渡人 〇〇 〇〇さん。譲受人 〇〇 〇〇さん。土地は、〇〇、畑、1、5 1 6 m²。都市計画区域は都市計画区域外。農地区分は第2種農地です。他のどの農地にも該当しない農地という理由から第2種農地と判断されます。農用地区域は農用地区域外。転用目的は太陽光発電施設です。権利内容は所有権移転。開発許可は不要です。以上です。

○議長（会長）

この件につきましては、私の担当区域ですので説明させていただきます。〇〇さんから細かく聞いてみました。都市計画区域外、第2種農地、〇〇の〇〇という地域で、耕作放棄地の中の1枚です。譲受人の〇〇県の〇〇さんは、ソーラーメーカーに務めている方で、出身は〇〇です。今、ソーラーは儲からないので、会社が農家の社員に勧める感じらしいです。この地区は進入路ありませんが、パネルは人力で運ぶそうです。現地確認をしました。被害の防御柵、ネットなどを、会社が資金を出して設置するようです。審議をよろしくお願いします。

○議長（会長）

この件につきまして、何か、ご意見やご質問はありませんか。

（ 意見 ・ 質問 なし ）

無いようでしたら、採決を行います。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。続きまして議案第27号農業振興地域整備計画の変更に係る意見についてお願いします。

○事務局

議案第27号農業振興地域整備計画の変更に係る意見について、農用地区域からの除外になります。

7番 所有者 ○○ ○○さん。申出者 ○○ ○○さん。土地は、○○、田、473㎡です。都市計画区域は市街化調整区域。農地区分は第1種農地です。おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区分内にある農地という理由から第1種農地と判断されます。転用目的は分家住宅。開発許可は必要です。転用許可は必要です。以上です。

○議長（会長）

この件につきましてでは、地元、○○委員さんお願いします。

○委員 ○○委員

地図11ページをご覧ください。申請人の○○さんは○○歳、会社員です。○○さんは地元で農業をして、娘さんと家族3人で住んでおります。申請人は、今後年老いた両親と農業を手伝いたいということで分家住宅を申請しています。自宅から約100m、県道の北側で、北と東に農道があります。審議よろしくをお願いします。

○議長（会長）

この件につきまして、何か、ご意見やご質問はありませんか。

○委員 ○○委員

○○さんと○○さんの親族関係は何ですか。

○委員 ○○委員

○○さんの奥さんが○○さんの娘さんです。土地があり、親の面倒をみたい、農業も手伝いたいとの事です。

○議長（会長）

他に、ご意見やご質問はありませんか。

（ 意見 ・ 質問 なし ）

無いようでしたら、採決を行います。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。続きまして議案第28号農地中間管理事業に係る「農用地利用集積計画」の決定及び「農用地利用配分計画（素案）」への意見についてお願いします。12ページからになります。この件につきましては、○○委員さんが関係者となりますので、退席していただきたいと思います。

（ ○○委員退席 ）

○事務局 農林振興課 ○○係長

農地中間管理機構が土地所有者と借受者の間に入って貸付を行う事業であります。条

件等が合致した場合に愛媛県、国が協力するようになっております。農地中間管理機構における農地の貸借の申出がありましたら、機構が借受を行うにあたり、権利取得（農地中間管理権）を行います。その際に市の作成する「農用地利用集積計画」決定の公告（写）を要することとされております。また、機構が農用地利用配分計画を作成するにあたり、市に農用地利用配分計画（案）の作成を求めることとされており、その際に農業委員会の意見を求めることとされております。次の土地所有者及び借受希望者より、農地中間管理事業による農地の貸借を行いたいとの申請がありましたので、「農用地利用集積計画」の決定及び「農用地配分計画」（案）について審査をお願いします。

1番は、貸手が〇〇さん、2番は、貸手が〇〇さん、借手が〇〇さんとなっております。13ページをご覧ください。

1番、〇〇さんの集積計画です。土地 〇〇、田、804㎡、〇〇、田、390㎡、〇〇、田、545㎡、〇〇、田、552㎡、〇〇、田、80㎡、〇〇、田、387㎡、〇〇、田、76㎡、〇〇、田、128㎡、〇〇、田、60㎡、〇〇、田、232㎡、〇〇、田、185㎡、〇〇、田、374㎡、〇〇、田、341㎡となっております。これが、〇〇さんの計画となります。

2番、貸手 〇〇さんの集積計画です。土地 〇〇、田、1,151㎡、〇〇、田、881㎡、〇〇、田、639㎡、〇〇、田、871㎡、〇〇、田、1,195㎡となっております。

次の14ページに〇〇さんの該当農地を載せております。図面上段が伊予川内線で、左側が下林と上村の字界となっております。字界にあります13筆が対象となります。

15ページは〇〇さんの農地です。図面の下が伊予川内線です。中心付近に〇〇の集会所がありまして、集会所付近の3筆と、上部にあります農免道路寄りの2筆を合わせて貸し出します。

○議長（会長）

説明を受けましたが、何か、ご意見やご質問はありませんか。

○委員 〇〇委員

12ページの丸（○）の2番ですが、「農用地利用集積計画の決定」及び「農用地利用配分計画（案）」についての審査ということで、集積計画は13ページにありますが、配分計画（案）の方はペーパーとしてあるんですか。

○事務局 農林振興課 〇〇係長

ペーパーにはないですが、集積計画がそのまま配分計画（案）として、市が作成する予定となります。資料には配分計画（案）は載せていません。

○委員 〇〇委員

審議するのは集積計画及び、とありますので、配分計画（案）も記載されてないといけないのではないですか。

○議長（会長）

○○委員が言われたとおりです。計画したものがそのまま配分になるということですが、委員会が人・農地プランに関わるべき、委員会でなく地域で行う部分にも関わっていくべき、というのが国の方針ですので、今後、我々もそこについて勉強していかなければいけないと思っております。つきましては、言われたとおり、集積計画をそのまま配分計画として受け取っていいのか皆さんにも意見をお伺いしたいと思います。

○事務局長

担当に確認しましたら、まだ作成出来ていないという事です。内容は説明した通りなので、資料は次回でお願いしてもよろしいでしょうか。

○委員 菅野委員

では、今回、案として説明がありました、という事で。

○議長（会長）

確かに今後これは大事な事になってきます。これからもこういった案件が上がってくることもありますので、慎重に審議していきたいと思えます。

それでは、このことについて今回承認を先にいただいて、次回に提出してもらおうという事でご了解いただけますでしょうか。

（ 意見 ・ 質問 なし ）

無いようでしたら、採決を行います。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。

（○○委員入室）

以上で、本日の議案は、全て終了しました。